

島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 改正要旨

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「政令」という。）の一部改正及び後期高齢者医療保険料率の改定等に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 政令の一部改正によるもの

ア 子ども・子育て支援納付金賦課額を新設し、保険料の賦課額を基礎賦課額と子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とするもの

基礎賦課額：医療給付等に充てるもの

子ども・子育て支援納付金賦課額：子どもや子育て世代の支援金に充てるもの

イ 保険料の賦課限度額の変更

(ア) 基礎賦課額の限度額

改正前：80 万円

改正後：85 万円

(イ) 子ども・子育て支援納付金賦課額

改正前：なし

改正後：2 万 1,000 円

ウ 低所得者に対する保険料の軽減措置について、基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額に係る 5 割軽減及び 2 割軽減対象世帯の所得判定基準を以下のとおり改正する。

(ア) 5 割軽減の対象世帯

a 基礎賦課額

改正前：43 万円 + 被保険者数 × 30 万 5,000 円

改正後：43 万円 + 被保険者数 × 31 万円

b 子ども・子育て支援納付金賦課額

改正前：なし

改正後：43 万円 + 被保険者数 × 31 万円

(イ) 2割軽減の対象世帯

a 基礎賦課額

改正前：43 万円 + 被保険者数 × 56 万円

改正後：43 万円 + 被保険者数 × 57 万円

b 子ども・子育て支援納付金賦課額

改正前：なし

改正後：43 万円 + 被保険者数 × 57 万円

(2) 後期高齢者医療保険料率の改定等によるもの

ア 所得割率の変更

(ア) 基礎賦課額

改正前：令和 6 年度及び令和 7 年度の所得割率は 10.08 パーセント

改正後：令和 8 年度及び令和 9 年度の所得割率は 10.02 パーセント

(イ) 子ども・子育て支援納付金賦課額

改正前：なし

改正後：令和 8 年度の所得割率は 0.26 パーセント

イ 被保険者均等割額の変更

(ア) 基礎賦課額

改正前：令和 6 年度及び令和 7 年度の被保険者均等割額は 5 万 160 円

改正後：令和 8 年度及び令和 9 年度の被保険者均等割額は 5 万 7,170 円

(イ) 子ども・子育て支援納付金賦課額

改正前：なし

改正後：令和 8 年の被保険者均等割額は 1,370 円

ウ 特別調整交付金を活用し、令和 8 年度及び令和 9 年度の基礎賦課額に係る被保
険者均等割額について、7 割軽減対象者に対して更に 2 分（合計 7 割 2 分）減ず
る。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日